

競 技 注 意 事 項

1 競技規則について

本競技会は、2018年度 日本陸上競技連盟競技規則、本大会要項及び競技注意事項を適用する。

2 練習について

- (1) 練習は第2陸上競技場において競技役員の指定する場所と時間帯で行う。また競技役員の指示に従うこと。
- (2) 投てき及び跳躍種目は、競技役員の指示により主競技場で練習を行う。

3 招集について

- (1) 招集場は、第2陸上競技場倉庫に設ける。
- (2) 招集完了時刻は、当該種目の開始時刻を基準に、次の通りとする。

	招集開始時刻	招集完了時刻
ト ラ ッ ク	30分前	20分前
フ ィ ー ル ド	50分前	40分前

- (3) 招集の手順
 - ① 競技者は、招集開始時刻までに、招集場に掲示してある出場競技者一覧表に、本人または代理人がチェック（自分のナンバーを○でかこむ）をする。
 - ② 競技者は招集開始時刻には招集場で待機し、最終点呼を受ける。その際、競技者係にナンバーと競技用靴、衣類の商標の確認を受ける。
 - ③ 代理人による最終点呼は認めない。但し、2種目以上を同時に兼ねて出場する競技者は、あらかじめ本人または代理人が競技者係に申し出ること。
- (4) リレーのオーダー用紙は、招集完了時刻1時間前までに招集所に2部提出する。オーダー用紙提出後から招集完了時刻までの間に、負傷などの特別な理由による場合のみ変更を認める。その場合、医師の診断に基づき総務の了承が必要となる。
- (5) 招集完了時刻に遅れた競技者は、当該種目を棄権したものとみなして処理する。
- (6) 競技場へは係員の誘導により入場する。

4 競技について

- (1) 短距離走では、安全のため、フィニッシュライン到着後も自分に割り当てられたレーンを走る。
- (2) トラック競技でレーンを使用する場合は、欠場者のレーンはそのままあけておく。出場者が8名までのときは、1レーンをあけ、プログラム左上の競技者から2レーンより入れていく。
- (3) リレーの競技者は、ダッシュ・マークとして1カ所自分のレーンにチョークや類似品を問わず粘着テープによって印をつけてもよい。その印は自チームの競技者が必ず取り除くこと。また、テープの色はコースに使用していない色を使用する。
- (4) リレーのメンバーは同一のユニフォームを着用すること。
- (5) 男女のトラック競技の予選は、すべてタイムレースとし、上位8名が決勝へ進出する。
- (6) 棒高跳・走幅跳では、主催者が提供したマーカーを助走路外におくことができる。走高跳では、助走や跳躍の際、主催者が承認したものをおくことができる（マーカーは、薄く且つ競技者が踏んでも支障のないものであること）。
- (7) フィールド競技（走高跳・棒高跳を除く）では、トップ8を選び、さらに3回の試技を行う。試技順は、トップ8の8位から順に行う。
- (8) フィールド競技において2ピット（2つの競技場所）が必要と主催者が判断した場合は2つの競技場所で行う場合がある。
- (9) 砲丸投は、1年男子砲丸投を設ける。**重さは4.000Kg**とする。ただし、1年生が男子砲丸投（5.000Kg）に参加することもできる。
- (10) 不正スタートについては1回で失格とする。混成競技においては、各レースでの不正スタートは1回のみとし、その後不正スタートした競技者は、すべて失格とする。また、スタートの「セット」の合図の後、一度静止はしたが、スターティング・ブロックから足が離れようとしていない、あるいは手が離れようとしていない動作（ピク付き）があった場合は、警告とせず、注意とする。
- (11) 跳躍競技の出場者はナンバーカードを胸又は背の一方につけるだけでよい。

5 競技用具について

競技に使用する用器具は、すべて主催者が用意したものを使用すること（棒高跳用ポールはのぞく）。個人所有のポールは競技開始前に現地で検査を受け合格したものに限る。

6 走高跳・棒高跳のバーの上げ方について

表の中の高さが試合の高さとするが、天候等の条件で審判員の判断により変更する場合がある。

	種目	練習	1	2	3～
男子	走高跳	1m35	1m40	1m45	1m75以後3cmごと
	棒高跳	2m20	2m30	10cmごと	
女子	走高跳	1m15	1m20	1m25	1m40以後3cmごと

7 商標について

原則として競技場内に商社名、商品名のついた物品を持ち込むことはできない。規定外のものについては、競技役員が処理する。

8 引率者及び監督について

本競技会に出場するチーム・選手の引率者、監督、〈部活動指導員〉、外部指導者（コーチ）、トレーナー等は、部活動の指導中における暴力・体罰・セクハラ等により、任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていない者であることとしている。校長はこの点を確認して、大会申込書を作成する。なお、外部の指導者は校長から暴力等に対する指導措置を受けていないこととする。

9 抗議について

競技の結果または競技実施に関する抗議は抗議に関連する種目の同じラウンドで競技している競技者またはチームに限りすることができる。競技規則146条に従って定められた時間内に、競技者自身またはチームを公式に代表する者が審判長（本部席の担当総務員に申し出る）に対して口頭で行い、指定された控え室で待機する。

10 個人情報の取り扱いについて

- (1) 主催者は、個人情報の保護に関する法律及び関連法令等を遵守し個人情報を取り扱う。なお、取得した個人情報は、記録発表、公式ホームページその他競技運営及び陸上競技に必要な連絡等に利用する。
- (2) 大会の映像・写真・記事・個人記録等は、主催者及び主催者が承認した第三者が大会運営及び宣伝等の目的で、大会プログラム・ポスター等の宣伝材料、テレビ・新聞・雑誌・インターネット等の媒体に掲載することがある。
- (3) 大会の映像は主催者の許可なく第三者がこれを使用すること（インターネット上において画像や動画を配信することを含む）を禁止する。

11 その他

- (1) 競技中の傷害については、主催者が応急手当をする。その後の処置については、スポーツ傷害保険による。なお、当協会はこの保険への加入を義務づけているので、未加入の競技者は至急に入的手続きをすること。
- (2) 競技場は常に清潔保持につとめ、紙くず等は必ず持ち帰ること。また、荷物等は各自が責任を持って管理し、盗難に十分注意すること。
- (3) プログラムに余裕のあるときは販売する。
- (4) 悪天候等の理由により競技会が競技開始後に中止になった場合は参加料の払い戻しを行わない。